

取引所株価指数証拠金取引説明書

東京金融取引所

平成 24 年 12 月

インヴァスト証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 26 号

東京金融取引所（以下「取引所」といいます。）の取引所株価指数証拠金取引（以下「取引所株価指数証拠金取引」といいます。）をされるに当たっては、本書面の内容を十分に読んでご理解下さい。

取引所株価指数証拠金取引とは、株価指数を取引対象として、新規取引時点と決済取引時点の取引価格との差に基づいて算出された金銭を授受する取引です。付合せはマーケットメイク方式で、お客様の注文は、インヴァスト証券株式会社（以下「当社」といいます。）を通じて取引所の取引所株価指数証拠金取引のマーケットメイカーによる呼び値のみ付合せを行います。

取引所株価指数証拠金取引は、取引対象である株価指数の価格の変動等により、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合または継続して行う場合には、本書面のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験および取引の目的等に照らして、適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

目 次

取引所株価指数証拠金取引のリスク等重要事項について	2
取引所株価指数証拠金取引の仕組みについて	4
☆取引の方法	4
☆証拠金	5
☆決済時の金銭の授受	7
☆取引規制	7
☆税金の概要	7
当社への取引の委託の手続きについて	8
取引所株価指数証拠金取引およびその委託に関する主要な用語	10
各株価指数に関する記載事項	12
金融商品取引業者である当社の概要等および苦情受付・苦情処理・紛争解決	14
【別紙】	16

本書面は、当社が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づきお客様に交付する書面で、東京金融取引所において行われる取引所株価指数証拠金取引（愛称を「くりっく株 365」といいます。）について説明します。

取引所株価指数証拠金取引のリスク等重要事項について

【手数料等その他諸費用等について】

注文が執行されたときは、委託手数料を徴収します。詳しくは、別紙をご参照下さい。

【証拠金について】

取引所株価指数証拠金取引を行うに当たっては、本書面の「☆証拠金」に記載の証拠金を担保として差入れていただきます。証拠金の額は、1枚当たりの証拠金基準額に、建玉数量を乗じて算出します。

なお、証拠金の額は、取引所でリスクに応じて算定する証拠金基準額および取引対象である株価指数の価格に応じて変動しますので、取引所株価指数証拠金取引の取引金額に対する比率は、常に一定ではありません。

【価格変動リスク】

取引所株価指数証拠金取引は、取引対象である株価指数の価格の変動により損失が生じことがあります。また、取引所株価指数証拠金取引の価格は現物の株価指数そのものではないため、需給関係、相場の状況等によっては乖離が拡大し、その結果、現物の株価指数から想定していた価格で取引ができないなどの不利益を被る可能性があります。

さらに、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、相場の状況によっては差入れた証拠金以上の損失が発生する可能性があります。

【金利変動リスク】

金利相当額については、原則として「買建玉」を保有している場合は支払い、「売建玉」を保有している場合は受取りが発生します。円の金利水準が変動すること等により、保有する建玉の金利相当額の受取額が減少または支払額が増加する可能性があります。

【予想配当に関するリスク】

配当相当額については、原則として「買建玉」を保有している場合は受取り、「売建玉」を保有している場合は支払いが発生します。配当相当額は、指数構成銘柄の権利付最終日における予想配当に基づき、その後の株価指数の値に与える理論上の影響値として、取引所が算出するものです。従って、取引所株価指数証拠金取引に係る配当相当額は、実績配当に基づき算出される配当相当額や指数構成銘柄の現物株についての予想配当および実績配当とは異なります。

【為替リスク】

海外株価指数証拠金取引については、マーケットメイカーが為替リスクを勘案して買呼び値および売呼び値を提示するため、為替相場の状況によってはスプレッドが拡大し、想定していた価格で取引ができない等の不利益を被る可能性があります。

【システム等のリスク】

取引所株価指数証拠金取引に関するシステム、お客様、当社、取引所の間を結ぶ通信回線等に障害が発生した場合等には、相場情報等の配信、注文発注・執行・訂正・

取消し等が遅延したり、不可能になることがあります、その結果、不測の損失を被る可能性があります。

【流動性リスク】

取引所株価指数証拠金取引では、マーケットメイカーが買呼び値および売呼び値を提示し、それに対してお客様がヒットして取引が成立する方式を取っています。その為、状況（天変地異、戦争、政変あるいは各国金融政策・規制の変更、株価指数の構成銘柄を上場する各取引所の制度変更、当該指数の情報配信の遅延・停止、相場の激変等）によって、マーケットメイカーによる買呼び値および売呼び値の安定的、連続的な提示が不可能または困難となることがあります、その結果、想定する価格で取引ができるない等、お客様にとって不測の損失が生じる可能性があります。

また、平常時においても流動性の低い株価指数の取引を行う際には、希望する価格での取引ができない等の不利益を被る可能性があります。

【信用リスク】

取引所株価指数証拠金取引においては、清算参加者に対し取引所が取引の相手方となる「清算制度」を導入しており、お客様の証拠金は、全額取引所が分別管理しているため、原則として全て保全されます。また、お客様から預託を受けた証拠金が当社に滞留する場合は、株式会社りそな銀行における金銭信託により、当社の自己の資金とは分別して管理します。しかし、当社の信用状況の変化等によっては、支払いが滞る可能性や、返還手続きが完了するまでの間に時間がかかる可能性、その他の不測の損失を被る可能性があります。

◇取引所株価指数証拠金取引の売買は、クーリング・オフの対象とはなりません。

取引所株価指数証拠金取引に関しましては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用対象とはなりませんので、ご注意下さい。

【取引所株価指数証拠金取引の契約の概要】

当社における取引所株価指数証拠金取引については、以下によります。

- ・取引所の取引所株価指数証拠金取引市場への注文の受託
- ・取引所株価指数証拠金取引に関するお客様の金銭または建玉の管理
なお、取引所株価指数証拠金取引の契約は以下の事由により終了することがあります。
 - ・当社が定める所定の期限までに必要な証拠金を差入れていただけない等、口座設定約諾書、取引所株価指数証拠金取引に関する約款等の定めにより、お客様が期限の利益を喪失した場合
 - ・上記のほか、口座設定約諾書、取引所株価指数証拠金取引に関する約款等に定める解約事由および契約終了事由が生じた場合
 - ・当社が行う金融商品取引業について、登録の取消しや廃業等があった場合
 - ・取引所が取引所株価指数証拠金取引の上場休止または上場廃止等を決めた場合

【当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要等】

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において取引所株価指数証拠金取引を行われる場合は、本書面の「当社への取引の委託の手続きについて」によります。

取引所株価指数証拠金取引の仕組みについて

取引所における取引所株価指数証拠金取引は、取引所が定める規則に基づいて行います。

当社による取引所株価指数証拠金取引の受託業務は、これらの規則（取引所の決定事項および慣行を含みます。以下同じ。）に従うとともに、金融商品取引法その他の関係法令および日本証券業協会の規則を遵守して行います。

☆取引の方法

取引所においては、取引所株価指数証拠金取引として、5種類が取引されます。それぞれの取引対象、株価指数を構成する株式を上場する取引所名、取引単位、呼び値の最小変動幅および配当相当額の授受は、次の表のとおりです。

取引対象*	株価指数を構成する株式を上場する取引所名	取引単位	呼び値の最小変動幅	配当相当額の授受
日経平均株価 (日経 225)	東京証券取引所	日経平均株価×100	1円（1取引単位当たり100円）	あり
FTSE100 指数	ロンドン証券取引所	FTSE100 指数×100	1円（100円）	あり
TSEC TWSE 台湾50 指数	台湾証券取引所	TSEC 台湾50 指数×100	1円（100円）	あり
FTSE 中国25 指数	香港証券取引所	FTSE 中国25 指数×100	1円（100円）	あり
DAX® (DAX®はドイツ取引所の登録商標です。)	フランクフルト証券取引所	DAX®×100	1円（100円）	なし

*各株価指数については、「各株価指数に関する記載事項」をご参照下さい。

その他の取引の方法は、各株価指数とも共通（DAX®における配当相当額の取扱いを除く）で、次のとおりです。

- (1) 限日取引は、毎取引日を取引最終日とします。同一取引日中において決済されなかった建玉については、付合せ時間帯終了時に消滅し、同時に、翌取引日において消滅した建玉と同一内容の建玉が発生するものとします。この場合における建玉の消滅および発生をロールオーバーといいます。
- (2) 金利相当額は、取引所株価指数証拠金取引に係る建玉について、ロールオーバーにより建玉が繰延べられた場合に発生します。当該繰延べられた日数分を、買建玉の保有者は支払い、売建玉の保有者は受取ることとなります。
- (3) 配当相当額は、権利付最終日に発生し、権利付最終日と同じ取引日の取引時間帯終了時ににおける買建玉の保有者が受取り、売建玉の保有者が支払うこととなります。
- (4) 建玉の決済は、転売・買戻しによることとし、その場合、お客様は先入先出法または指定決済法のどちらかによる差金決済を選択することができます。
- (5) 決済日は、取引が成立した取引日の日本の銀行の2営業日後を原則とします。
- (6) 付合せは、当社がお客様から受託した注文とマーケットメイカーが提示した呼び値との間で行われます。
- (7) 取引は全て差金決済で、現物の受渡し等は行いません。

☆証拠金

①証拠金の計算方法

証拠金額は、証拠金基準額に建玉数量を乗じる一律方式により計算されます。同一株価指数で売建玉と買建玉が両建てとなっている場合は、売建玉と買建玉の差分（ネット数量）に対してのみ証拠金額が計算されます*。

一律方式では、建玉数量1枚につき取引所が定める一定の円通貨額と建玉数量を掛けた金額に、未決済建玉に係る評価損益の額、ロールオーバーに伴い発生した金利相当額および配当相当額の累計額ならびに決済損益（決済済み建玉について生じた損益であって証拠金に振替わる前の損益をいいます。以下同じ。）の額を加算または減算して証拠金所要額とします。

※両建てすることにより買建玉と売建玉が同数になった場合、証拠金は必要ありませんが、その後どちらか片側のポジションの一部または全部を決済するための注文を発注する場合には、発注証拠金を預託する必要があります。

②証拠金の差入れ

お客様が当社に取引所株価指数証拠金取引を委託する際には、当社で定める額以上の証拠金を差入れることが必要になります。

③証拠金の維持

お客様は、取引所に預託している証拠金額が、取引日ごとに取引所が建玉について計算する証拠金所要額を下回る場合には、取引所の定めるところにより、証拠金預託額と証拠金所要額との差額以上で当社が定める額を、当社が指定した日時までに、当社に差入れなければなりません。

④有価証券等による充当

証拠金は、有価証券等により充当することはできません。

⑤評価損益および金利相当額・配当相当額の取扱い

未決済建玉に係る評価損益の額、ロールオーバーに伴い発生した金利相当額および配当相当額の累計額ならびに決済損益の額の合計額が正である場合には、合計額に相当する額を証拠金所要額より減算します。また、合計額が負である場合には、合計額に相当する額を証拠金所要額に加算します。

⑥証拠金の引出し

証拠金が、取引所が定める引出しの基準となる額以上で当社が定める額を上回る場合には、その上回る額を限度として証拠金預託額の範囲内で現金の引出しを行うことができます。

⑦ロスカットの取扱い

当社は、お客様の建玉を決済した場合に生じることとなる損失の額（未決済建玉に係る評価損益の額、金利相当額および配当相当額の累計額ならびに決済損益の額を加減します。）が証拠金預託額に対し以下のロスカットルールで定める状況に達した場合、損失の拡大を防ぐため、お客様の計算において転売・買戻し、またはその他の措置を行うことができるものとします。ただし、この転売・買戻しに係る注文は、ロスカットルールで定める状況に達してから発注されるため、発注時の相場状況等によっては、証拠金の額を上回る損失が生じことがあります。

【ロスカットルール】

取引可能時間中に、有効比率を約5分間隔で確認し、お客様が設定したアラート比率以下

となっている場合、お客様にアラートメールを送ります。(初期値は120%)

- ・有効比率確認時において、有効比率が100%以下となっている場合には、取引時間中の銘柄に対する有効注文の取消と、保有する建玉のうち取引時間中の銘柄について決済注文が発注されます。
- ・お客様が複数銘柄の建玉を保有している時に、ロスカットが発動される場合、取引時間中の銘柄に対する有効注文の取消と建玉の決済注文が発注されます。ロスカット完了後、取引時間外銘柄のロスカット再判定を行い、有効比率が100%以下となっている場合は、同一営業日内の取引開始時間に、当該有効注文の取消と決済注文が約定されます。
- ・上記ロスカット完了後、同一営業日内の取引がすでに終了している銘柄について、取引所の立会時間終了後、清算価格にてロスカットの再々判定を行い、有効比率が100%以下となっている場合、翌営業日の各銘柄の取引開始時間に、当該銘柄の有効注文の取消と決済注文が約定されます。
- ・取引終了直前にロスカットの対象となり、同一営業日内に全建玉のロスカットが完了しなかった場合、未完了の建玉は、取引所の立会時間終了後、清算価格にてロスカットの再判定が行われ、有効比率が100%以下となっている場合は、翌営業日の各銘柄の取引開始時間に、当該銘柄の有効注文の取消と決済注文が約定されます。
- ・上記再判定、再々判定にて、有効比率が100%上回っている場合は、ロスカットは解除されます。
- ・有効比率確認時において、有効比率がお客様の設定したアラート比率以下であることを認識することなく100%以下となった場合は、アラートメールが送信されることなくロスカットされます。
- ・システムの有効比率の確認は、約5分間隔で行われるため、急激な相場変動時等には、有効比率が100%を大きく割込んだ時点でロスカットされることがあります。また、有効比率がマイナスの時点でロスカットされる可能性もあります。
- ・当社は、アラートの初期値とロスカット基準を隨時変更することができるものとします。ロスカットの結果、お客様に残債務が生じた場合には、お客様は、当該残債務に相当する金銭を、当社に直ちに支払うものとします。
- ・ロスカットの結果、お客様の確定した損害に関して、当社は一切責任を負わないものとします。

⑧証拠金を所定の日時までに差入れない場合の取扱い

お客様が証拠金を所定の日時までに差入れなかった場合には、当社は、当社の定める方法により当該取引所株価指数証拠金取引を決済するため、任意に、お客様の計算において転売または買戻しを行うことができます(お客様が取引所株価指数証拠金取引に関し、当社に支払うべき金銭を支払わない場合についても同様です。)。

⑨証拠金の管理

お客様が差入れる証拠金は、取引所に預託することにより、当社の資金とは分別されるとともに、取引所においても同取引所の資産と分別して管理されます。

お客様から預託を受けた証拠金が当社に滞留する場合は、株式会社りそな銀行における金銭信託により、当社の自己の資金とは分別して管理します。

⑩証拠金の返還

当社は、お客様が取引所株価指数証拠金取引について決済を行った後に、証拠金預託額からお客様の当社に対する債務額を控除した後の金額の返還を請求したときは、取引所が定める当社が返還すべき額を原則として遅滞なく返還します。

⑪その他

当社が取引所株価指数証拠金取引の委託の取次ぎを行う場合の証拠金の取扱いについても、上記の取扱いに準じます。証拠金の取扱いについて、詳しくは当社にお尋ね下さい。

☆決済時の金銭の授受

取引所株価指数証拠金取引の建玉の決済を行った場合は、次の計算式により算出した金額が証拠金預託額に加算または減算され、上記「☆証拠金 ⑥証拠金の引出し」に従って、現金の引出しを行うことができます。

- ・ $\{ \text{約定価格差}^* \text{ (円)} \times 100 \text{ 倍} + \text{累計金利相当額および累計配当相当額} \} \times \text{取引数量}$

※約定価格差とは、転売または買戻しに係る約定価格と当該転売または買戻しの対象となつた買付取引または売付取引に係る約定価格との差の絶対値をいいます。

☆取引規制

取引所が市場における秩序維持や公益または投資家の保護のため必要があると認める場合には、次のような規制措置がとられることがありますから、ご注意下さい。

- (1) 拠金の額が引上げられることがあります。
- (2) 取引数量や建玉数量、発注数量が制限されることがあります。
- (3) 取引が停止または中断されることがあります。
- (4) 取引時間が臨時に変更されることがあります。

☆税金の概要

個人のお客様が行った取引所株価指数証拠金取引で発生した益金（手仕舞いで発生した売買差益、金利相当額および配当相当額をいいます。以下同じ。）は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が 15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が 5%となります。また、損失額については、一定要件の下、翌年以降 3 年間繰越すことができ、他の先物商品との間での損益通算を行うことが可能です（詳細については、税務当局または税理士等の専門家にご確認下さい。）。

法人のお客様が行った取引所株価指数証拠金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

当社は、お客様が取引所株価指数証拠金取引について決済を行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

なお、税制については、関連法令またはその解釈等が将来変更される可能性があります。

※復興特別所得税は、平成 25 年から平成 49 年まで（25 年間）の各年分の所得税の額に 2.1% を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。

当社への取引の委託の手続きについて

お客様が当社に取引所株価指数証拠金取引を委託する際の手続きの概要は、次のとおりです。

①取引の開始

(1) 本書面の交付を受ける

はじめに、当社から本書面が交付されますので、取引所株価指数証拠金取引の仕組みやリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書をご提出下さい。

(2) 取引所株価指数証拠金取引口座の設定

取引所株価指数証拠金取引の開始に当たっては、あらかじめ当社に取引所株価指数証拠金取引口座の設定に関する約諾書を差入れ、取引所株価指数証拠金取引口座を設定していただきます。その際ご本人である旨の確認書類をご提示していただきます。

(3) 媒介約諾書の差入れ

当社に取引所株価指数証拠金取引の委託の媒介を依頼する場合には、あらかじめ媒介に関する約諾書を差入れていただきます。

②発注証拠金の差入れ

取引所株価指数証拠金取引の委託注文をするときはあらかじめ、当社に所定の証拠金を差入れていただきます。当社は、証拠金を受入れたときは、お客様に受領書（取引報告書）を交付します。

③委託注文の指示

取引所株価指数証拠金取引の委託注文をするときは、当社の取扱時間内に、次の事項を正確に当社に指示するか、または当社が提供するシステム注文画面に正確に入力して下さい。

- (1) 委託する取引対象を上場している金融商品取引所の名称（この場合は東京金融取引所）
- (2) 委託する取引所株価指数証拠金取引の種類
- (3) 売付取引または買付取引の別
- (4) 注文数量
- (5) 価格（指値、成行等）
- (6) 委託注文の有効期間
- (7) その他お客様の指示によることとされている事項（異なる注文方法の注文をセットで行う場合等）

④建玉の保有または結了の方法

既存の建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合には、転売または買戻しとして当該取引数量分を既存建玉から順番に減じる方法（先入先出法）または既存の建玉との両建てとし、後で申告することにより特定の建玉を減じる方法（指定決済法）のどちらかを選択します。なお、同一銘柄の売建玉と買建玉を同時に保有する両建てを行うことは可能ですが、両建てをした後にそれぞれの建玉を反対売買により決済する場合、売買価格差や委託手数料を二重に負担することとなる等の経済的合理性を欠き、実質的に意味がない取引であることにご留意ください。また、両建てを建玉整理により解消する場合は、売買価格差や委託手数料を二重に負担することはありませんが、経済的合理性を欠く恐れがあります。

⑤委託注文をした取引の成立

委託注文をした取引が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書をお客様に交付します。

⑥証拠金の維持

お客様が預託した証拠金に不足額が生じた場合には、証拠金の追加差入れが必要になります。

⑦委託手数料

当社は、お客様とあらかじめ取り決めた料率、額および方法により委託手数料を徴収します（別紙をご参照下さい。）。

⑧消費税等の取扱い

消費税等（消費税、地方消費税）については、委託手数料とともに徴収します。

⑨取引残高、建玉、証拠金等の報告

当社は、取引状況をご確認いただくため、お客様から請求があった場合は取引成立のつど、お客様からの請求がない場合は毎月（残高があるものの取引成立がない場合は1年ごと。以下「報告対象期間」といいます。）お客様の報告対象期間において成立した取引の内容ならびに報告対象期間の末日における建玉、証拠金およびその他の未決済勘定の現在高を記載した報告書を作成して、お客様に交付します。

⑩電磁的方法による書面の交付

当社による書面の交付を電磁的方法により受けることを承諾する場合は、その旨書面または電磁的方法による承諾をしてください。

⑪当社の取引停止等の場合の建玉移管等の手続き

取引所の取引参加者である当社が支払不能等の事由により、取引所から取引停止等の処分等を受け、取引所がお客様の未決済建玉について建玉移管または決済を行わせることとした場合のお客様による手続きの概要は、次のとおりです。

(1) 建玉移管を希望するときは、取引所の別の取引参加者である金融商品取引業者に建玉移管を申込んで承諾を受け、当該移管先の金融商品取引業者に取引所株価指数証拠金取引口座を設定する。

(2) 建玉の決済を希望するときは、取引停止等の処分等を受けた当社に対しその旨を指示する。

お客様が取引所の定める日時までに上記(1)または(2)の手続きを行わなかった場合には、取引所は、お客様の計算において、建玉の決済を行います。

なお、証拠金は取引所に預託されており、取引所の定めるところにより、移管先の金融商品取引業者または取引所から返還を受けることができます。

⑫その他

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違または疑義があるときは、速やかに当社の取扱責任者に直接ご照会下さい。

取引所為替証拠金取引の仕組み、取引の委託手続き等について、詳しくは当社にお尋ね下さい。

取引所株価指数証拠金取引およびその委託に関する主要な用語

- ・売付取引（うりつけとりひき）・売建玉（うりたてぎょく）

一般に先物を売る取引をいいます。取引所株価指数証拠金取引の場合は、買戻したときの約定価格が新規の売付取引の約定価格を下回ったときに利益が発生し、上回ったときに損失が発生することとなります。

- ・買付取引（かいつけとりひき）・買建玉（かいいたてぎょく）

一般に先物を買う取引をいいます。取引所株価指数証拠金取引の場合は、転売したときの約定価格が新規の買付取引の約定価格を上回ったときに利益が発生し、下回ったときに損失が発生することとなります。

買付取引のうち、決済が結了していないものを買建玉といいます。

- ・買戻し（かいもどし）

売建玉を手仕舞う（売建玉を減じる）ために行う買付取引をいいます。

- ・株価指数（かぶかしそう）

市場全体、業態別等、一定の銘柄群の株価を一定の計算方法で指数化したものといいます。

- ・金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）

取引所株価指数証拠金取引を含む金融商品取引を取扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。

- ・金融商品取引業協会（きんゆうしょうひんとりひきぎょうきょうかい）

金融商品取引業者による自主規制団体です。金融庁長官により監督されており、取引所株価指数証拠金取引では日本証券業協会が該当します。

- ・金融商品取引法（きんゆうしょうひんとりひきほう）

金融商品取引所および金融商品取引（外国為替証拠金取引および取引所株価指数証拠金取引を含む）を規制する法律です。

- ・金利相当額（きんりそうとうがく）

同一取引日中において決済されなかった建玉は翌取引日にロールオーバーされますが、このロールオーバーされた場合に金利相当額が発生します。金利相当額は、取引日での決済日を起点に、翌取引日での決済日を終点とし、その間での繰延べられた日数分を、買建玉の保有者は支払い、売建玉の保有者は受取ることとなります。

- ・権利付最終日（けんりつきさいしゅうび）

株主としての権利を得られる権利確定日に株主名簿に名前が記載されるために、株式を保有しておく必要がある日になります。日本株式の受渡しには 3 営業日が必要であるため、権利確定日の 4 営業日前が権利付最終日となります。権利付最終日に取引所株価指数証拠金取引の買建玉を持越しした場合、予想配当相当額を受取る権利がありますが、権利付最終日当日中に転売すると受取る権利はなくなります。逆に権利付最終日に取引所株価指数証拠金取引の売建玉を持越しした場合、予想配当相当額を支払う義務がありますが、権利付最終日当日中に買戻しすると支払い義務は発生しません。

- ・限日取引（げんにちとりひき）

取引所株価指数証拠金取引において、毎取引日を取引最終日とする取引をいいます。同一取引日中に反対売買されなかつた建玉は、翌取引日に繰越されます。

- ・取引所株価指数証拠金取引口座設定約諾書（とりひきじょかぶかしすうしょうこきんとりひきこうざせっていやくだくしょ）
取引所株価指数証拠金取引を始めるにあたって、金融商品取引業者に金融商品取引口座（取引所株価指数証拠金取引口座）を開設し、取引に係る取決めを行うための書面です。
- ・先入先出法（さきいれさきだしほう）
転売または買戻しに係る取引の数量をその有する売建玉または買建玉について先に成立した建玉から順番に減じる方法をいいます。
- ・差金決済（さきんけっさい）
先物取引の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失または利益に応じた差金を授受する決済方法をいいます。
- ・指値注文（さしねちゅうもん）
価格の限度（売りであれば最低値段、買いであれば最高値段）を示して行う注文をいいます。これに対し、あらかじめ値段を定めないで行う注文を成行注文といいます。
- ・実績配当（じっせきはいとう）
実績配当とは、株式会社が株主に実際に行う利益の分配、あるいは分配された利益のことをいいます。現物株式の配当は、各会社が決めた配当（実績配当）で支払われます。
- ・指定決済法（していけっさいほう）
同一の取引所株価指数証拠金取引において既存の建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合、既存の建玉との両建てとし、後でお客様が決済の対象とする建玉を指定して申告を行うことで建玉を減じる方法をいいます。
- ・証拠金（しょうこきん）
先物取引の契約義務の履行を確保するために差入れる保証金をいいます。
- ・証拠金基準額
取引所が定める建玉数量1枚当たりの最低証拠金額をいいます。
- ・スプレッド
同一商品（取引所株価指数証拠金取引では株価指数商品）でのマーケットメイカーの買値と売値の差を指します。
- ・清算価格（せいさんかかく）
値洗いを行うために、付合せ時間帯終了後に取引所が定める価格をいいます。
- ・建玉（たてぎょく）
先物取引で売買した後、反対売買されずに残っている契約枚数のことです。新規に買うことを「買建」、新規に売ることを「売建」といいます。
- ・追加証拠金（ついかしょうこきん）
証拠金残高が、日々の相場の変動により自己の建玉を維持するのに必要な金額を下回った場合に、追加して差入れなければならない証拠金をいいます。
- ・転売（てんばい）
買建玉を手仕舞う（買建玉を減じる）ために行う売付取引をいいます。
- ・取引日（とりひきび）
取引所において、一営業日の付合せ時間帯開始時から当該付合せ時間帯の終了時までをいいます。

- ・配当相当額（はいとうそうとうがく）

ロールオーバーがなされた場合、権利付最終日に配当相当額が発生します。配当相当額は、その権利付最終日と同じ取引日の取引時間帯終了時における建玉の保有者に、予想される配当金の支払いが株価指数に与える理論上の影響値に相当する金額に基づいて算出し、買建玉の保有者が受取り、売建玉の保有者が支払うこととなります。なお、配当込みの株価指数である DAX® 証拠金取引では、配当相当額の受け払いは発生しません。

- ・ヘッジ取引（ヘッジとりひき）

現在保有しているあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向の建玉を先物市場等で設定する取引をいいます。

- ・予想配当（よそうはいとう）

予想配当とは、確定していない段階で予想される配当のことです、先物取引などでは通常価格に組込まれ取引が行われます。取引所株価指数証拠金取引では、予想配当が採用されていますが、その取引価格に組込まれず別途金銭の受払いが行われます（一部適用外商品あり）。

- ・両建て（りょうだて）

同一の商品の売建玉と買建玉を同時に持つことをいいます。

- ・ロスカット

お客様の損失が所定の水準に達した場合、当社が、お客様の建玉を強制的に決済すること、または、その他の措置を行うことをいいます。

- ・ロールオーバー

取引所株価指数証拠金取引において、同一取引日中において決済されなかった建玉については、付合せ時間帯終了時に消滅し、同時に翌取引日の建玉が消滅した建玉と同一内容で発生するものとします。この場合における建玉の消滅および発生をロールオーバーといいます。

各株価指数に関する記載事項

- ・日経平均株価（日経 225）

「日経平均株価」は株式会社日本経済新聞社（以下「日本経済新聞社」という）によって独自に開発された手法によって算出された著作物であり、日本経済新聞社は「日経平均株価」自体および「日経平均株価」を算出する手法に対して、著作権、知的財産権、その他一切の権利を有しています。

「日経平均株価」を対象とする株価指数証拠金取引（以下「本件証拠金取引」という）に関するすべての事業、取引規制および実施は、専ら取引所およびその参加者の責任であり、それらについて日本経済新聞社は一切の義務ないし責任を負うものではありません。本件証拠金取引市場を運営するに当たり本件証拠金取引に必要となる「日経平均株価」採用銘柄の配当落ち分は、取引所の責任の下、算出および公表しています。日本経済新聞社は「日経平均株価」の採用銘柄、算出方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。日本経済新聞社は「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負うものではありません。

・ DAX®

DAX®はドイツ取引所の登録商標です。

DAX®証拠金取引は、ドイツ取引所により保証、推奨、販売等いかなる形においてもサポートされているものではありません。ドイツ取引所は、DAX®証拠金取引でのインデックス利用に伴う結果およびインデックストレードマークの利用、ある時点でのインデックスの価格等いかなる点においても、明示的および默示的な保証および代理権を与えていたものではありません。インデックスはドイツ取引所で計算し公表しています。しかし、適用可能な限りの制定法下において、ドイツ取引所は第三者に対しインデックスの誤謬について責任を負いません。さらに、インデックスの誤謬の可能性を指摘する義務を、投資家を含む第三者に対して一切負いません。ドイツ取引所によるインデックスの公表およびDAX®証拠金取引へのインデックスとインデックストレードマークの利用を認めたことによって、ドイツ取引所としてDAX®証拠金取引への投資を推奨し、またはこの投資の魅力について意見を表明するもしくは保証するものでは一切ありません。ドイツ取引所はインデックスおよびインデックストレードマークの唯一の権利所有者として、取引所に対してDAX®証拠金取引に関連してインデックスとインデックストレードマークを利用および参照することを認めたものです

・ FTSE100

“FTSE®”はロンドン証券取引所 (London Stock Exchange Plc) およびフィナンシャル・タイムズ社 (The Financial Times Limited) の商標であり、ライセンス契約に基づいて FTSE International Limited (FTSE) が使用しています。“FTSE100”は、FTSE の商標であり、そのあらゆる権利は FTSE に帰属します。FTSE は FTSE100 証拠金取引の支援、推奨、販売促進を行いません。また、その運営、取引やその結果に一切関与するものではなく、いかなる責任も負いません。この指数に関する全ての知的財産権、ならびに指値・構成銘柄情報は FTSE に帰属します。取引所は FTSE100 証拠金取引の組成にあたり、FTSE よりその情報を使用する権利を取得しています。

・ FTSE TWSE 台湾 50 インデックス

“FTSE®”はロンドン証券取引所 (London Stock Exchange Plc) およびフィナンシャル・タイムズ社 (The Financial Times Limited)、“TWSE”は台湾証券取引所 (the Taiwan Stock Exchange Corporation) それぞれの商標であり、ライセンス契約に基づいて FTSE International Limited (FTSE) が使用しています。FTSE TWSE 台湾 50 インデックスは FTSE により算出されています。FTSE は FTSE TWSE 台湾 50 証拠金取引の支援、推奨、販売促進を行いません。また、その運営、取引やその結果に一切関与するものではなく、いかなる責任も負いません。この指数に関する全ての知的財産権、ならびに指値・構成銘柄情報は FTSE と TWSE に帰属します。取引所は FTSE TWSE 台湾 50 証拠金取引の組成にあたり、FTSE よりその情報を使用する権利を取得しています。

・ FTSE 中国 25 インデックス

FTSE 中国 25 インデックスは FTSE により算出されています。FTSE は FTSE 中国 25 証拠金取引の支援、推奨、販売促進を行わず、一切の責任を負いません。この指数に関する全ての知的財産権、ならびに指値・構成銘柄情報は FTSE に帰属します。取引所は FTSE 中国 25 証拠金取

引の組成にあたり、FTSE よりその情報を使用する権利を取得しています。“FTSE®”はロンドン証券取引所 (London Stock Exchange Plc) およびフィナンシャル・タイムズ社 (The Financial Times Limited) の商標です。

金融商品取引業者である当社の概要等 および苦情受付・苦情処理・紛争解決

(1) 当社の概要

- ◇商 号：インヴァスト証券株式会社
- ◇住 所：東京都港区西新橋 1 丁目 6 番 21 号
- ◇登録番号：関東財務局長（金商）第 26 号
- ◇設立年月日：昭和 35 年 8 月 10 日
- ◇資本金：59 億 6500 万円
- ◇代表者氏名：代表取締役社長 川路 猛
- ◇業務の種類：第一種金融商品取引業
第二種金融商品取引業
- ◇沿革：

昭和 35 年 08 月	丸起証券株式会社設立
昭和 35 年 09 月	証券取引法に基づく証券業者としての登録
昭和 61 年 07 月	大阪証券取引所の正会員資格取得
平成 08 年 03 月	丸起証券株式会社から「こうべ証券株式会社」へ商号変更
平成 10 年 05 月	東京証券取引所の正会員資格取得
平成 15 年 12 月	名古屋証券取引所 IPO 取引資格取得
平成 16 年 12 月	ジャスダック証券取引所取引資格取得
平成 17 年 06 月	こうべ証券株式会社から「KOBE 証券株式会社」へ商号変更
平成 18 年 01 月	名古屋証券取引所総合取引参加者資格取得
平成 18 年 03 月	大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス市場」スタンダード基準上場
平成 19 年 04 月	KOBE 証券株式会社から「インヴァスト証券株式会社」へ商号変更 本店所在地を大阪府大阪市から東京都港区に変更
平成 19 年 09 月	金融先物取引法に基づく金融先物取引業の登録 金融商品取引法に基づく金融商品取引業者としての登録
平成 19 年 10 月	三貴商事株式会社が運営するオンライン事業の一部を吸収分割により承継 オンライン事業の開始
平成 21 年 08 月	対面証券事業をばんせい山丸証券株式会社に会社分割により譲渡
平成 22 年 03 月	商品先物取引事業をドットコモディティ株式会社に会社分割により譲渡
平成 22 年 10 月	大阪証券取引所「ヘラクレス市場」と JASDAQ との市場統合により、「JASDAQ 市場」へ上場変更

◇主要株主：川路 耕一

◇加入協会：一般社団法人金融先物取引業協会、日本証券業協会

(2) 当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

【店頭外国為替証拠金取引】

当社とお客様とが相対で行う店頭外国為替証拠金取引「FX24」および「シストレ24」について、オンライン取引を提供させていただいております。

【取引所為替証拠金取引】

東京金融取引所で行われる取引所為替証拠金取引「くりっく365」について、オンライン取引を提供させていただいております。

【CFD（店頭デリバティブ）取引】

当社とお客様とが相対で行うCFD（店頭デリバティブ）取引「インヴァストCFD」について、オンライン取引を提供させていただいております。

【取引所株価指数証拠金取引】

東京金融取引所で行われる取引所株価指数証拠金取引「くりっく株365」について、オンライン取引を提供させていただいております。

(3) お問合せ・苦情受付窓口

当社は、お客様からのお問合せ・苦情を次の窓口で受付けております。

サポートセンター

〒105-0003 東京都港区西新橋1丁目6番21号

TEL 0120-729-225

受付時間：土日、元日を除く8時～18時

(4) 苦情処理および紛争解決

苦情処理および紛争解決について、当社およびお客様が利用可能な指定紛争解決機関は、次の通りです。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（F I N M A C）

TEL 0120-64-5005

URL <https://www.finmac.or.jp/html/form-soudan/form-soudan.html>

東京事務所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13 第三証券会館

大阪事務所：〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル

【別紙】

☆委託手数料

(1) 委託手数料の額および徴収方法

委託手数料は、通常 1 枚あたり最大で片道 210 円（税込）で、取引時間終了後に証拠金から差引かれます。

(2) 1 取引あたりの委託手数料の合計額の計算方法

「1 枚あたりの手数料 × 枚数」

☆発注証拠金

発注証拠金は、取引所の定める「証拠金基準額」と同額です。実際の証拠金額につきましては、当社ホームページの「サービス一覧（口座開設と取引ルール）」をご参照ください。

以上

平成 24 年 12 月 3 日